

## 大阪公立大学校友会京滋支部会則

(名称)

第1条 本会は大阪公立大学校友会京滋支部と称する。

(目的)

第2条 本会は、第3条に定める支部会員が定期的に会合し、同窓意識を高めるとともに会員相互の親睦と知識の涵養を図り、もって母校並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 支部会員は、大阪公立大学各学部、大学院各研究科並びにそれぞれの前身諸学校を卒業したもののうち、原則として京滋地区に住所または勤務地等があるものをもって構成する。

(所在地)

第4条 支部の事務局は、原則として支部長または幹事長の住所または勤務地に置く。

(事業)

第5条 支部は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 例会の開催(原則として3月・12月)
- (2) 講演会・シンポジウム等の開催
- (3) 趣味の会の開催
- (4) 家族同伴旅行等の親睦会の開催
- (5) 有恒会京滋支部として、旧三商大京滋地区支部合同懇親会の開催
- (6) その他必要と認める事業

(役員)

第6条 支部の運営を行うため、次の役員を置く。

- (1) 幹事 20名以内
- (2) 監事 2名以内
2. 役員は、定時総会において会員の中から選出する。
3. 幹事は、支部長1名・幹事長1名・会計担当幹事1名、事務局長1名・事務局若干名とし、幹事会の推薦により総会で選任する。

(役員の仕事)

第7条 支部長は支部を代表し、支部の事業を総理する。

2. 幹事長は支部長の委任を受け、支部の事業を執行するとともに、支部長事故あるときはその職務を代行する。
3. 幹事は幹事長を補佐し、支部の事業について職務を分担する。

4. 監事は支部の収支計算及び財務を監査するとともに、幹事会に出席して意見を述べるができるものとする。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選出された役員任期は、前任者または現任者の残存期間とする。
3. 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(定時総会)

第9条 本支部は、原則として毎年6月に定時総会を開催する。

2. 総会は支部長が招集する。
3. 総会の議長は支部長が行う。
4. 総会の議事は、出席した支部会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(定時総会の議決事項)

第10条 定時総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 会則の改定
- (4) 役員選任
- (5) その他支部の運営に関する事項

(幹事会)

第11条 支部の事業を執行するため必要あるとき、幹事会を開催する。

2. 幹事会は幹事長が招集する。

(経費の支弁)

第12条 支部の経費は、会費・臨時会費及び寄付金をもって支弁する。

(会費)

第13条 会費は年額1,000円とし、毎年度初めに徴収するものとする。

2. 例会費はその都度別途に徴収する。

(事業年度及び会計年度)

第14条 支部の事業年度及び会計年度は、毎年5月1日より翌年4月30日までとする。

令和6年6月1日改定